

松江市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(松江市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 松江市職員の給与に関する条例(平成17年松江市条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間(松江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年松江市条例第39号。以下「勤務時間条例」という。))第8条第1項に規定する勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当(<u>第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。以下同じ。</u>)、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。</p> <p>(初任給、昇格、昇給等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>次に掲げる職員</u> _____の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間(松江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年松江市条例第39号。以下「勤務時間条例」という。))第8条第1項に規定する勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当_____、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。</p> <p>(初任給、昇格、昇給等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳)を超える職員</u>の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる</p>

場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員

6～8 略

(初任給調整手当)

第10条 新たに採用された職員のうち次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を第1種初任給調整手当として支給する。

(1)～(3) 略

2 前項各号のいずれかに該当する者に相当する職員であつて、同項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、同項の規定に準じて、第1種初任給調整手当を支給する。

3 第1種初任給調整手当の支給期間、支給額その他第1種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に

場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。

6～8 略

(初任給調整手当)

第10条 新たに採用された職員のうち次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給する。

(1)～(3) 略

2 前項各号のいずれかに該当する者に相当する職員であつて、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 初任給調整手当の支給期間、支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の市長が規則で定める職員にあっては、市長が規則で定める額)並びにこれに第14条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市長が規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から市長が規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、市長が規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(通勤手当)

(通勤手当)

第16条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び**第6項**において「運賃等相当額」という。）

(2)・(3) 略

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市長が規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市長が規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び**第6項**において「特別急行列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につ

第16条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び**第5項**において「運賃等相当額」という。）

(2)・(3) 略

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市長が規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市長が規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び**第5項**において「特別急行列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につ

き、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第6項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 略

4 略

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が市長が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(市長が規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗

き、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 略

4 略

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)\_\_\_\_\_の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項\_\_\_\_\_の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗

<p>じて得た額とする。</p> <p><b>7</b> 通勤手当は、支給単位期間(市長が規則で定める通勤手当にあっては、市長が規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市長が規則で定める場合)にあっては、その翌月)の市長が規則で定める日に支給する。</p> <p><b>8</b> 略</p> <p><b>9</b> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として市長が規則で定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1月)をいう。</p> <p><b>10</b> 略</p>	<p>じて得た額とする。</p> <p><b>6</b> 通勤手当は、支給単位期間(市長が規則で定める通勤手当にあっては、市長が規則で定める期間)に係る最初の月_____の市長が規則で定める日に支給する。</p> <p><b>7</b> 略</p> <p><b>8</b> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として市長が規則で定める期間(自動車等_____に係る通勤手当にあっては、1月)をいう。</p> <p><b>9</b> 略</p>
--	---

(松江市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 松江市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年松江市条例第358号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、管理職員特別</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当_____、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、管理職員特別</p>

勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(初任給調整手当)

第3条の2 第1種初任給調整手当は、新たに採用された職員のうち専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職務に従事する者として、管理者が指定する者について支給する。

2 前項の者に相当する職員であって、同項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、同項の規定に準じて、第1種初任給調整手当を支給する。

第3条の3 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、管理者が定める給料及び手当の額が、民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回るものについて支給する。

2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用してその運賃又は料金を負担することを常例とする者

(2) 略

(3) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用してその運賃又は料金を負担し、

勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(初任給調整手当)

第3条の2 初任給調整手当は、新たに採用された職員のうち専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職務に従事する者として、管理者が指定する者について支給する。

2 前項の者に相当する職員であって、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関\_\_\_\_\_を利用してその運賃\_\_\_\_\_を負担することを常例とする者

(2) 略

(3) 通勤のため交通機関\_\_\_\_\_を利用してその運賃\_\_\_\_\_を負担し、

かつ、自動車等を使用することを常例とする者	かつ、自動車等を使用することを常例とする者
-----------------------	-----------------------

(松江市立病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 松江市立病院職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年松江市条例第366号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第3条の2 <u>第1種初任給調整手当</u>は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に支給する。</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項に準じて、<u>第1種初任給調整手当</u>を支給する。</p> <p><u>第3条の3 第2種初任給調整手当は、新たに</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当_____、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第3条の2 <u>初任給調整手当</u>_____は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に支給する。</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>初任給調整手当</u>_____を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項に準じて、<u>初任給調整手当</u>_____を支給する。</p>

に採用された職員であつて、管理者が定める給料及び手当の額が、民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回るものについて支給する。

2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用してその運賃又は料金を負担することを常例とする者
- (2) 略
- (3) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用してその運賃又は料金を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関\_\_\_\_\_を利用してその運賃\_\_\_\_\_を負担することを常例とする者
- (2) 略
- (3) 通勤のため交通機関\_\_\_\_\_を利用してその運賃\_\_\_\_\_を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者

(松江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 松江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年松江市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(給与)	(給与)
第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第1号の規定により採用された会計年度任用職員(以下「短時間勤務会計年度任用職	第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第1号の規定により採用された会計年度任用職員(以下「短時間勤務会計年度任用職

員」という。)にあつては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第2号の規定により採用された会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)にあつては、給料、初任給調整手当(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当をいう。

2 略

(初任給調整手当)

第6条 給与条例第10条及び第10条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(通勤に係る費用弁償)

第29条 略

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第16条第2項から第9項までの規定の例による。

員」という。)にあつては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第2号の規定により採用された会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)にあつては、給料、初任給調整手当\_\_\_\_\_、地域\_\_\_\_\_、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当をいう。

2 略

(初任給調整手当)

第6条 給与条例第10条\_\_\_\_\_の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(通勤に係る費用弁償)

第29条 略

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第16条第2項から第8項までの規定の例による。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。